

## 市町村法定意見聴取の結果

- 第3期愛知県国民健康保険運営方針の策定にあたって、国民健康保険法第82条の2第6項に基づく市町村意見聴取(※)を令和5年12月15日から令和6年1月9日まで書面により実施した。
- **市町村の主な意見は以下のとおりであり、当該運営方針(案)の内容に関して反対意見はなかった。**

No	意見	県の考え方
1	第5章2(4)重複・頻回受診、重複投薬等の適正化の推進について、文中の「保健師による訪問指導等」には、看護師によるものも含むと解釈してよいか。	御意見のとおり解釈されたい。
2	保険料(税)収納率の「過年度分」の表記について、過年度遡及の現年課税分と混同しやすい表記のため「滞納繰越分」としてはどうか。	御意見のとおり変更する。 <理由> 出典元の国民健康保険事業年報では「滞納繰越分」と表記されており、「現年分」の表記では過年度遡及の現年課税分と混同される可能性があるため。
3	「第三者求償事務」の表記について、「第三者行為求償事務」としてはどうか。	御意見のとおり変更する。 <理由> 策定要領では「第三者求償事務」と表記されているが、「第三者行為求償事務」の用語が一般的と考えるため。  ※「 <u>第三者行為求償事務</u> の更なる取組強化について」(令和3年8月6日付け保国発0806第2号) ※「国民健康保険における <u>第三者行為求償事務</u> アドバイザーの活用について」(平成28年3月31日付け保国発0331第6号)
4	本県の国保制度の「望ましい均てん化」を図る必要がある。との記載があるが、「望ましい均てん化」とは何か。  「望ましい均てん化」を図るため、運営方針を定めているとの解釈でよいか。 また、誰にとって「望ましい均てん化」なのかも含め、「望ましい均てん化」とは具体的にどのような状態(達成状況)を指しているのかお示しいただくと認識しやすいと思います。	医療費適正化及び事務の効率化を行った上で、保険料(税)水準の統一、事業の広域化により受益と負担の格差を解消し、国保制度が安定化している状態が被保険者にとって望ましいと考えます。

- ※ 国民健康保険法第82条の2(都道府県国民健康保険運営方針)  
 第6項 都道府県は都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならない。